

各務原市市民活動支援物品貸出要綱

(令和7年3月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体等の活動を支援するための物品の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品等)

第2条 貸出しの対象となる物品（以下「物品」という。）は、次に掲げる物とする。

- (1) プロジェクター
- (2) ラミネーター

2 物品は、無償で貸し出すものとする。

(貸出先)

第3条 物品は、市内でまちづくり活動を行う市民活動団体、自治会、自治会連合会、子ども会、シニアクラブ、クラブ・サークル団体その他営利を主たる目的としない団体に対して貸し出すものとする。

(要件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす活動のために物品が使用される場合に限り、貸し出すものとする。

- (1) 各務原市内で実施される公益的な活動であること。
- (2) 営利を目的とした活動でないこと。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成するための活動でないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するための活動でないこと。
- (5) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するための活動でないこと。
- (6) 暴力団（各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと密接な関係を有する者を構成員に含む団体（以下この号において「暴力団等」という。）その他暴力団等と密接な関係を有するものが関与している活動でないこと。

(7) その他物品を貸し出すことが不相当と認められる活動でないこと。

(承認申請等)

第5条 物品の貸出しを希望するものは、貸出しを希望する日（2日以上連続して貸出しを希望する場合にあっては、その初日）の6か月前から1週間前までに物品貸出承認申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 物品の貸出しの優先順位は、前項の規定による申請の順とする。この場合において、市長は、貸出しを希望する日時の申請が既にあるときは、後着の申請を受理しないものとする。

(承認決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の別を決定し、物品貸出承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請をしたものに対し通知するものとする。

(貸出期間等)

第7条 貸出期間は、1週間以内とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、第4条各号に掲げる要件に反する事実を認めた場合その他必要がある場合は、貸出期間中であっても物品の返却を求めることができる。

3 物品の搬入及び搬出に係る費用並びに消耗品その他の物品の使用のために必要となる費用は、前条の規定により承認を受けたもの（以下「使用団体」という。）の負担とする。

(受取及び返却)

第8条 物品の受取及び返却の手続は、市長公室まちづくり推進課において行うものとし、当該物品の搬入及び搬出作業は、使用団体が行うものとする。

2 使用団体は、物品を返却する際に当該物品に毀損等がないか市職員の確認を受けなければならない。

(毀損又は紛失)

第9条 使用団体は、貸出期間中に物品を毀損し、又は紛失した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

2 使用団体は、使用団体の責めに帰すべき事由により、物品を毀損し、又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない

(免責)

第 10 条 市は、使用団体が物品の使用により第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

(宛先) 各務原市長

物品貸出承認申請書

各務原市市民活動支援物品貸出要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

団体名	
住所	
代表者名	
使用物品名	
使用目的	
使用場所	
使用責任者名	
責任者連絡先	() —
受取日時	年 月 日 時 分 ころ
返却日時	年 月 日 時 分 ころ

☐ 物品貸出承認（不承認）決定通知書への公印の押印の省略について承諾します。

(省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化)

※□にチェック(☑)した場合のみ、押印を省略します。

様式第 2 号（第 6 条関係）

物品貸出承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市市民活動支援物品貸出要綱第 6 条の規定により、次のとおり承認（不承認）決定したので通知します。

受取日時	年 月 日 時 分 ころ
返却日時	年 月 日 時 分 ころ
使用物品名	
使用目的	
使用場所	
理由（不承認の場合）	
物品の使用に際しては、以下の点を遵守ください。 1 申請内容に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。 2 使用前・使用后には必ず点検してください。 3 物品を毀損し、又は紛失した場合は、直ちに報告してください。 4 上記のほか、各務原市市民活動支援物品貸出要綱を遵守ください。	